

公 示 日 : 2021 年 5 月 12 日

調達管理番号 : 21a00230

国 名 : 東ティモール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : 東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト (品質管理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 品質管理
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月から 2021 年 10 月まで
- (2) 業務 M/M : 国内 0.25M/M、現地 2.70M/M、合計 2.95M/M
- (3) 業務日数 :

- ・ 国内準備 3 日、現地業務 81 日、国内整理 2 日

本業務においては 1 回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 6 月 2 日(12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 6 月 15 日 (火) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	コメの品質管理に係る各種業務
対象国／類似地域	東南アジア地域／全途上国
語学の種類	英語
	インドネシア語ができればより望ましい

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。出国 5 日以内の PCR 検査陰性証明書が必要。

#### 6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）において、農業は非石油輸出額の約 80%を占め、就業人口の約 65%が従事する重要な基幹産業である（State Budget 2016, Budget Overview Book 1）。現在は、石油や天然ガス等の資源収入が GDP の約 80%を占める一方、これらの天然資源は早ければ 2021 年頃には枯渇する可能性があるとしており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいては、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画 (Strategic Development Plan 2011-2030: SDP、2011 年)」を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の向上、主食食料であるコメ自給率の向上等を掲げ、2020 年までの食料自給達成を目標としている。一

方、2019年のコメ自給率は約30%であり、国内のコメ消費量の約70%を輸入米が占めている現状がある。加えて、年々安価な輸入米の流入が増加すると同時に、コメの作付面積及び収穫面積は2008年（46,000ha）をピークに減少傾向（2015年：42,000ha）にあり、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

上記に鑑み、JICAは東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本事業」）の実施に合意し、2016年9月から開始した。本事業では、同国の農業全般を担う農業水産省（Ministry of Agriculture and Fisheries：以下、「MAF」という。）と国産米の買い取り制度を実施する経済調整省（Coordinating Ministry of Economic Affairs：以下、「CMEA」という。）を対象に、①コメ栽培システムの改善、②灌漑施設の維持管理システムの強化、③国産米流通・販売システムの強化、④政府のコメ買い取り・配布システムの改善、⑤プロジェクトから得られた教訓の共有、及び⑥政府による適切なコメ増産政策の計画策定を通じた国産米振興に取り組み、コメのバリューチェーン全体の改善を通して、コメ生産による農家世帯所得の向上を図るものである。

東ティモールの国産米は、品質に基づく価格形成がなされておらず、国産米の買取従事者及び農民は品質に対する認識が低い現状にある。本業務では、プロジェクトのカウンターパートを対象に、コメの品質管理機材の使用方を習得させるとともに、品質管理への認識を深めさせ、より良い品質のコメを生産する仕組み作りに向けた支援を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の業務を行う。

- ①カウンターパートにコメの品質管理機材の使用方を指導する。
- ②品質管理機材の使用マニュアルを作成し、カウンターパート自ら検査ができる体制構築を支援する。
- ③農民から採取したコメの品質検査を実施する。また、品質結果を農民にフィードバックする。
- ④コメの品質基準案を作成し、カウンターパート及び関係省庁と意見調整の上、同基準に基いた価格設定を検討する。

※カウンターパート機関

- ・ National Logistic Center（NLC）：国家流通センター、CMEAの組織

- ・ Agro-Commerce : 農業商業局、MAF の組織
- ・ ACELDA : Buluto 地区の民間会社
- ・ CAAKUB : Maliana 地区の農民組合

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2021 年 7 月上旬)

- ① 既存の JICA 報告書、東ティモール政府作成の関連報告書等を参照し、東ティモールのコメ品質管理の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた東ティモール農業セクターにおける協力の概要及び本プロジェクトの背景・現状を把握する。
- ② 上記に基づき、活動方針・行程を検討する。
- ③ JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームへ活動方針・行程を連絡の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン (和文・英文) を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて JICA 東ティモール事務所及びプロジェクト事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務期間 (2021 年 7 月下旬～2021 年 10 月上旬)

- ① コメの品質管理機材 (試験用精米機、試験用籾摺り機、試料均分器、鑑定用鏡版、検査用フルイ、電子天秤等) の使用方法を各カウンターパートに対して指導する。その際は、品質検査を通じてコメの品質に対して影響を与える栽培等の要因について説明し、カウンターパートが理解する。
- ② 各カウンターパートと品質管理機材の使用マニュアルを作成し、カウンターパート自らが検査できる体制構築を支援する。その際、マニュアルと併せてコメの品質を判定する基準要素について解説し、カウンターパートが理解する。
- ③ 農民から採取したコメの品質検査をカウンターパートともに実施し、必要に応じてカウンターパートに指導する。また、その品質結果を村ごとに農民を集めてフィードバックする。
- ④ コメの品質分析表を作成する。当該分析表に基づいたコメの品質の差異を様々な角度から分析し、東ティモールのコメの品質基準案を作成する。
- ⑤ ④の品質基準案に基づき、コメの価格設定を検討する。その際はカウンターパートだけでなく、関係する省庁と意見交換すること。

- ⑥ 各カウンターパートからコメの品質管理機材管理者を1名決め、保守・管理を担わせる。
- ⑦ 上記①～⑥の内容をとりまとめ、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出、報告する。
- ⑧ JICA 東ティモール事務所及びプロジェクト事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2021年10月中旬）

専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、監督職員に提出、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

- (1) ワークプラン：和文3部、英文4部
- (2) 現地業務結果報告書：和文3部、英文4部
- (3) 専門家業務完了報告書：和文3部、英文4部

2021年10月13日までに監督職員に報告、提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。クアラルンプール⇒ディリ⇒クアラルンプール区間は JICA にて手配します。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています）。

- ア) チーフアドバイザー
- イ) 稲作技術
- ウ) 水利組合組織化
- エ) 農産物流通・販売
- オ) コメ買い取り／配布システム
- カ) 業務調整員

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：便宜供与あり
- エ) 通訳備上：必要に応じて、プロジェクトが通訳（英語⇄テトゥン語）を備上予定。
- オ) 現地日程のアレンジ：現地業務開始時における C/P 機関との協議及び研修についてのみ、スケジュールアレンジ及び必要に応じ同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：必要に応じてプロジェクトオフィスにおける執務スペースを提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8417）にて配布します。
  - ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)
  - ・「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 事業事前評価表」  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1500537\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf))
  - ・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html>)
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上